

資料3—1

荒川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・水源から河口までの概要
- ・幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・日本の社会・経済の中心である首都東京を貫流し、流域には各種交通機関の拠点が集中
- ・浸水想定区域内人口は約540万人にも達する
- ・流域の地形、地質、年間降水量
- ・両都県にまたがって地盤沈下が進行し、ゼロメートル地帯が広がる

（流域の自然環境）

- ・源流部から寄居町に至る区間では、溪流には、イワナ・ヤマメ等が生息し、名勝・天然記念に指定されている長瀬渓谷は、風光明媚な景観を呈している
- ・寄居町から熊谷市に至る区間では、砂礫河原が広がり、コアジサシ等の営巣場となるとともに、瀬と淵はアユ・ウグイの産卵・生息場
- ・熊谷市から秋ヶ瀬取水堰に至る区間では、日本有数の広大な高水敷を有し、旧流路には水生植物・トウキョウダルマガエル・メダカ等が見られ、湿地のヨシ・オギ群落にはオオヨシキリ等が生息
- ・また、ハンノキ等の河畔林にはミドリシジミ等の昆虫が生息
- ・荒川第一調節池内の田島ヶ原には、特別天然記念物のサクラソウ自生地が広がり名所となっている
- ・秋ヶ瀬取水堰から河口に至る区間では、水際のヨシ原にはヒヌマイトトンボ等の昆虫やオオヨシキリ等の鳥類が生息し、干潟には、トビハ

ゼやクロベンケイガニ等の汽水生物が生息

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・寛永 6 年（1629 年）に瀬替工事が行われ、当時の入間川支川和田吉野川に付け替え、隅田川を流下し東京湾ぐ「荒川の西遷」を実施
- ・明治 43 年 8 月洪水を契機に、明治 44 年に改修計画を策定し、岩淵から河口に至る荒川放水路に着手。昭和 5 年に完成
- ・大正 7 年から熊谷市から戸田市までの改修工事に着手し、河道拡幅と併せ、広大な川幅を利用した横堤の築造による遊水機能を確保
- ・入間川及び二次支川については、昭和 18 年から本格的に築堤、護岸等を施工した。平成 11 年 8 月洪水による浸水被害を受け、入間川・越辺川等緊急対策特定事業を実施中
- ・昭和 34 年の伊勢湾台風を受けて、東京湾高潮計画が策定され緊急的に高潮堤を築造
- ・昭和 37 年に荒川総合開発計画の一環として二瀬ダムが完成
- ・昭和 40 年の新河川法施行に伴い工事実施基本計画を策定
- ・流域の経済的、社会的な重要度や流域の開発状況に鑑み昭和 48 年に工事実施基本計画を改定（第 1 回）
- ・平成 16 年に荒川第一調節池が完成

(新河岸川)

- ・昭和 54 年に新河岸川総合治水特定河川に指定され、流域対策をはじめ総合的な治水対策を実施

(河川水の利用)

- ・古くから沿川地域の農業用水として利用され、近年は、都市部への人口集中に伴い、都市用水としても利用
- ・農業用水としては、約 17,000ha におよぶ農地にかんがい利用され、代表的な農業用水には、櫛挽用水や六堰頭首工から取水する大里用水が

- あり、六堰頭首工には、熊谷市付近の瀬切れを解消するために必要な流量や都市用水を下流に的確に流すための流水改善水路を併設
- ・都市用水は、昭和30年代後半からの高度成長期による、東京都、埼玉県の急激な水需要に応えるため、秋ヶ瀬取水堰等が昭和40年に完成、昭和43年には利根川から都市用水を導水する武藏水路が完成
 - ・東京都および埼玉県の水道用水として最大約 $10.5\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水として最大約 $1.7\text{m}^3/\text{s}$ の水が広域的に供給
 - ・水力発電は11箇所の発電所が設置され、総最大出力約5.3万kW

(水質)

- ・本川は、概ね環境基準値を満足
- ・急激な都市化の進展により、下流部の支川芝川等は水質の悪化が著しく、下水道や浄化用水の導水施設の整備を図り、水質改善に努める
- ・隅田川は、武藏水路や朝霞水路を通じて導水した浄化用水や下水道整備により環境基準値程度に改善
- ・埼玉県大久保浄水場、東京都朝霞浄水場で近年、夏場にたびたびカビ臭が発生、高度処理等の取り組を実施

(河川の利用)

- ・上流部では、首都圏近郊のレクリエーションの場として、釣りやキャンプ、長瀬渓谷でのカヌー、ライン下り等が盛ん
- ・中流部の広大な高水敷は、グラウンド、公園、農耕地と利用されるとともに、サクラソウ自生地等良好な自然環境を背景に、散策や自然観察等に利用
- ・下流部は、スポーツや憩いの場として多くの人に利用されるとともに、福祉の川づくりとして、緩やかなスロープ等が整備され、車いす利用者をはじめ幅広く利用
- ・また、広域避難場所として地域の防災機能を担う等、都市部の貴重なオープンスペースとして利用

- ・さらに、江戸時代から舟運が行われ、現在もタンカーや水上バス等が往来。このため、平成13年4月から全国で初めて「船舶の通航方法」を定め施行

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・治水、利水および環境にかかる施策を総合的に展開
- ・これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系全体のバランスのとれた治水安全度を向上させる
- ・沿川の農業用水、社会経済活動を支える都市用水を安定的に供給
- ・水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体となった取り組みを推進
- ・河川の有する多面的な機能を十分發揮できるよう維持管理を適切に実施
- ・良好な景観及び多様な動植物が生息・生育する豊かな河川環境を保全するとともに、自然とふれあえる場として多くの人に利用されていることから、自然と調和した整備を図る

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・地域の特性にあった治水対策を講じ、上下流や本支川バランスを考慮しながら治水安全度を向上させる
- ・掘削等による河積の確保にあたっては、長期的に河床の安定が図られるような河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮する
- ・河道で処理できない流量については、洪水調節施設の整備と洪水調節施設の有効活用により処理する
- ・堤外民地に存在する家屋については、その歴史的経緯を踏まえ、必要な対策を実施

- ・人口が稠密な首都圏を抱えており、氾濫した場合の壊滅的な被害が予想される区間について、計画高水流量を上回る洪水の対策として高規格堤防の整備を図る
- ・広大な高水敷が有する遊水機能を効果的に確保するために、洪水時の水位観測などの調査・研究を行い、洪水調節施設の整備を図る
- ・高潮区間においては、ゼロメートル地帯を有する荒川河口部においても甚大な被害が予想されることから関係機関と調整をしながら計画的に堤防等の整備を図る
- ・水上や道路ネットワークを形成し、都市域における大規模地震や洪水による被災の支援、施設復旧の輸送路の確保を図る
- ・入間川及び二次支川においては、堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、洪水調節施設の整備、護岸・水制等の整備を図る

(新河岸川)

- ・新河岸川については、調節地の整備や雨水の地下浸透促進等の流域一體となった総合的な治水対策を推進
- ・支川柳瀬川においては、治水、利水、環境のバランスを図りながら、健全な水循環系を構築するための取り組みを自治体、地域住民と協力しながら進める

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の機能の維持及び施設管理の高度化、効率化
- ・内水排除施設については、排水先の河川の出水状況を把握し適切に管理する
- ・地下空間を有する区間では、関係機関や管理者と連携・調整を図り、浸水被害に対応する総合的な減災対策を講じる

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・渴水時における地下水の取水量の増加に伴う地盤沈下の防止、瀕切れの防止等の河川環境の保全、近年の少雨化傾向にも対応した利水安全度の確保、都市用水及び農業用水等の安定供給、流水の正常な機能の維持のため、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進、水資源開発施設とそのきめ細かな運用などにより、必要な流量を確保
- ・広範囲な水需要地域への供給、渴水時における被害の最小化を図るため、流域内及び他流域との広域水融通ネットワークを利用し、効率的な水運用を実施
- ・渴水や水質事故時における被害の最小化を図るため、情報提供・情報伝達体制を強化し、関係機関及び水利用者等と連携して水融通の円滑化を推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・首都圏及びその近郊に位置し、人とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえつつ、豊かな自然環境及び良好な景観を次世代に引き継ぐよう努める
- ・河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響を回避・低減に努め、良好な河川環境を維持
- ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・上流から下流までの生態系の連續性を確保し、水系を骨格として流域

に広がる自然環境を結ぶエコロジカルネットワークづくりに努める

- ・上流部は、イワナ・ヤマメの生息する溪流環境及び渓谷景観の保全に努める
- ・中流部では、コアジサシ等の営巣場となる砂礫河原及びアユ等の産卵・生息場となる瀬と淵の保全に努める。また、ハンノキ等の河畔林や多様な動植物が生息・生育する旧流路・湿地等の保全・再生に努める
- ・荒川第一調節池では、適切な管理のもと、自然環境の保全に努める
- ・下流部では、多様な生物の生息するヨシ原、干潟の保全に努める

(良好な景観の維持、形成)

- ・上流部の渓谷環境、中流部の砂礫河原、旧流路、下流部のヨシ原等と調和した河川景観の保全及び都市部における水辺景観の維持・形成に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・身近な憩いとやすらぎの場やレクリエーション、環境教育の場として自然環境との調和を図りつつ整備、保全
- ・沿川自治体の地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関するニーズを反映した河川整備を推進
- ・船舶の航行については、レクリエーション機能及び防災機能が発揮できるよう水上ネットワークの効果的な運用に努める

(水質)

- ・安全でおいしい水への要望の高まりを受けて、流域一体となった水質改善に取り組む
- ・また、支川等において、下水道等の関連事業や関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら水質改善に努める
- ・隅田川等において、関係機関と連携しながら引き続き浄化用水の導水

を行い水質改善に努める

(河川敷の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水及び環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災教育、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・流域住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画を積極的に支援し、地域住民や関係機関と協働で日常的な維持管理を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

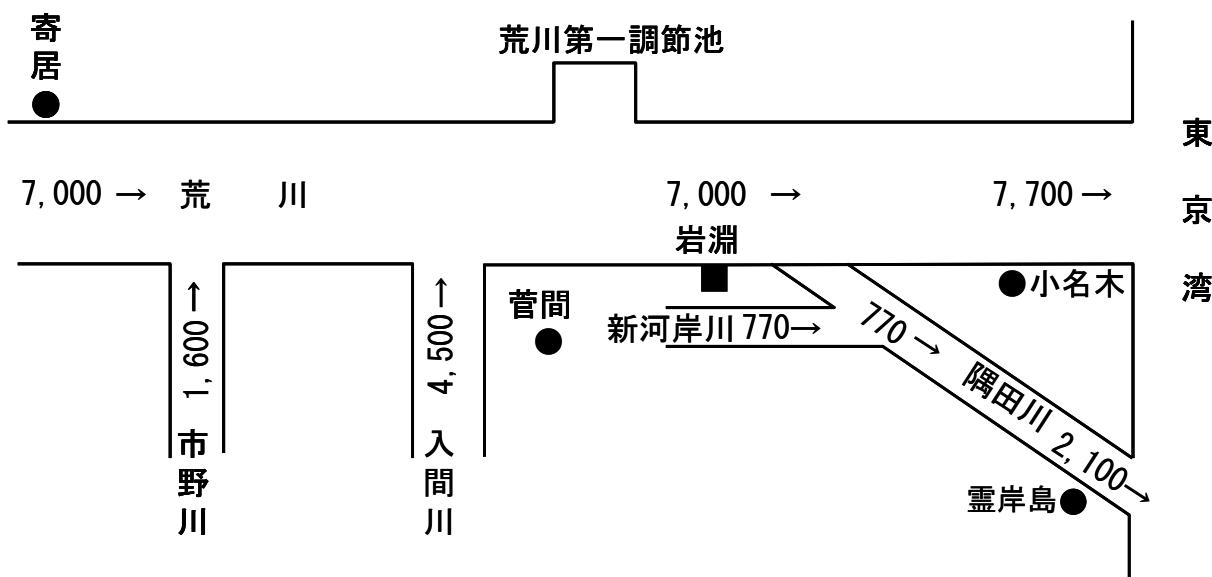
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設の配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 [m ³ /s]	洪水調節 施設による 調節流量 [m ³ /s]	河道への 配分流量 [m ³ /s]
荒川	岩淵	14,800	7,800	7,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

荒川水系計画高水流量図（単位：m³/s）



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点から の距離(km)	計画高水位		川幅(m)	
			A.P.(m)	T.P.(m)		
荒川	よりい 寄居	河口から	94.6	84.28	83.14	170
	いわぶち 岩淵	"	21.0	8.57	7.43	680
	おなぎ 小名木	"	3.0	※ 8.00	6.87	690
隅田川	れいがんじま 霊岸島		0.0	※ 6.30	5.17	230
入間川	すがま 菅間	荒川合流点から	5.8	16.53	15.39	590
	おがや 小ヶ谷	"	14.4	24.37	23.23	220
小畔川	やはたばし 八幡橋	越辺川合流点から	4.4	20.39	19.25	70
越辺川	にっさい 入西	入間川合流点から	11.8	29.09	27.95	180
都幾川	のもと 野本	越辺川合流点から	1.8	23.92	22.78	150
高麗川	さかど 坂戸	"	0.4	26.64	25.5	140

注) TP.: 東京湾中等潮位

A.P.: 零点高=T.P.零点高-1.1344m

※ : 計画高潮堤防高

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- 寄居地点においては、かんがい期概ね 23m³/S、非かんがい期概ね 9m³/s
- 秋ヶ瀬取水堰下流地点においては、年間を通して概ね 5m³/s